

申請（窓口相談）から交付決定までの流れ

①事業者（申請者）からの事業提案

相談・調整

②担当課

- ◆農業・林業分野
農林水産課・支所産業建設課
- ◆水産業分野
農林水産課・支所産業建設課
- ◆観光・商工業分野
観光商工課・支所産業建設課

③企画広報課（プロジェクトチーム庶務）

事前相談等の総合窓口として全ての産業分野に関わり、事業者からの事業提案内容に応じて担当課と協議・調整を行う。

申請に向けた協議・検討

採択申請までに ①事業者 ②担当課 ③企画広報課 により事業計画内容等について協議、検討を重ね計画の熟度を高める。この場合 事業者、企画広報課 との連絡調整は 担当課 が行う。

※必要に応じて関係機関と連携（県 地域支援企画員・出先機関 等）

事業採択申請・審査

受付期間：随時 ※事業は年度内に完了する必要があるため、事業開始時期・事業期間に留意

	補助要望額 100万円超	補助要望額 100万円以内
申請書提出先	企画広報課	担当課
審査方法	プロジェクトチームによる審査 (事業者から申請内容の説明を受け ヒアリング審査)	書面審査 (必要に応じて追加の書類提出等を 求める場合あり)

採 択

補助金の交付申請

提出先：担当課

補助金交付決定

担当課から事業者へ通知
※事業者は通知を受けてから事業着手
(指令前着手も可能)

不 採 択

- 申請内容を見直し、再審査
*必要に応じて担当課、企画広報課、
関係機関と協議、調整
- 申請の取り下げ